

合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用 に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書

年 月 日

大分県造林素材生産事業協同組合理事長 殿

(申請者)

事業者の所在地 : 〒 -

事業者の名称 :

代表者の氏名 : 印

(TEL , FAX)

貴団体の認定を得て、(合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明)を行いたいので、合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

【GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受ける場合】

この申請には、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含みます。

記

- 1 創業年 : 年
従業員数 : 人
- 2 取扱う木材・木材製品の主要品目、年間取扱量 (適宜作成)
 - 原木 :
 - ・ 製材用等 m³
 - ・ 発電用 (t, m³)
 - 木材製品 : (主要品目) (年間取扱量)
○○等 m³
- 3 事業所の敷地、建物及び施設(土場、倉庫等)の配置状況
別添 1-1、1-2 の「分別管理の実施」のための保管場所等がわかる図面(見取り図等)を添付してください。
- 4 分別管理及び書類管理の方針
別添 1-1により作成して下さい。なお、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受ける場合は別添 1-2により作成して下さい。
- 5 既に「合法性・持続可能性の証明」、「間伐材の確認」、「発電利用に供する木質バイオマスの証明」に係る事業者認定を受けている場合は、それぞれ、その名称と認定番号を記載してください。
(名 称) (認定番号)
- 6 その他
資格(ISO、JAS等)を持っていれば記載して下さい。

(注)① 申請の本文中、()書きの「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明」について、認定不要のものは実線で消去してください。

事業者認定書

年 月 日

殿

大分県造林素材生産事業協同組合
理事長

年 月 日付けで申請のありました(合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明)に係る事業者認定申請について、本団体の合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に基づき、下記のとおり認定します。

【GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定の場合】

この認定は、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含みます。

記

団体認定番号 : 大分県造素協 第 号

【GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定の場合】

大分県造素協 第 号 — G

事業者の所在地 :

事業者の名称 :

代表者の氏名 :

認定の有効期間 : 年 月 日 ~ 年 月 日

(注)① 申請の本文中、()内の記載は、「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明」のうち、認定申請のあったものについて行います。

事業者認定書記載事項変更届

年 月 日

大分県造林素材生産事業協同組合理事長 殿

(新)事業者の所在地 :

(新)事業者の名称 :

(新)代表者の氏名 :

団体認定番号 : 大分県造素協 第 号

【GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けた場合】

(大分県造素協 第 号 — G)

年 月 日付けで認定のありました(合法性・持続可能性、間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明)に係る事業者認定書について、下記のとおり記載事項に変更がありましたので届け出ます。

記

認定の有効期間 : 年 月 日 ~ 年 月 日

1 (旧)事業者の所在地 :

(新)事業者の所在地 :

2 (旧)事業者の名称 :

(新)事業者の名称 :

3 (旧)代表者の氏名 :

(新)代表者の氏名 :

4 (旧)取扱責任者の氏名 :

(新)取扱責任者の氏名 :

※ (取扱責任者を変更した場合は、分別管理及び書類管理方針書の変更を添付して下さい。)

(注)① 上記項目のうち変更があった箇所のみ記載して下さい。

② 申請の本文中、()書きの「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明」について、認定されたもの以外を実線で消去してください。

様式 4

合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に
供した木質バイオマスの証明に係る木材の取扱実績報告

年 月 日

大分県造林素材生産事業協同組合理事長 殿

事業者の所在地 :

事業者の名称 :

代表者の氏名 :

団体認定番号 : 大分県造素協 第 号

【GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けた場合】
(大分県造素協 第 号 — G)

合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領第8の規定に基づき、下記のとおり合法性ガイドラインに基づき証明された合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認された間伐材及び発電利用ガイドラインに基づき証明された木質バイオマスの取扱実績を報告します。

記

1 期 間	令和 年4月1日～令和 年3月31日
2 木材の取扱量(総量) (※ 木材の取扱量は、原木、製材品、チップとも 請負・委託により生産したものは含めない。)	原木 生産量 (m3、t) " 仕入量 (m3、t) " 販売量 (m3、t) 製材品 生産量 (m3、t) " 仕入量 (m3、t) " 販売量 (m3、t) チップ 生産量 (m3、t) " 仕入量 (m3、t) " 販売量 (m3、t)
3 2のうち、合法性ガイドラインに基づく合法木材 であると証明されたもの	原木 生産量 (m3、t) " 仕入量 (m3、t) " 販売量 (m3、t) 製材品 生産量 (m3、t) " 仕入量 (m3、t) " 販売量 (m3、t) チップ 生産量 (m3、t) " 仕入量 (m3、t) " 販売量 (m3、t)
4 2のうち、間伐材ガイドラインに基づく間伐材 であると確認されたもの	(該当項目とその量・単位を記載)
5 2のうち、発電利用ガイドラインに基づく間伐材 等由来の木質バイオマスであると証明されたもの	原木 生産量 (m3、t) " 仕入量 (m3、t) " 販売量 (m3、t) チップ 生産量 (m3、t) " 仕入量 (m3、t) " 販売量 (m3、t)
うち、GHG 関連情報を伴うもの	(該当項目とその量・単位を記載)
6 2のうち、発電利用ガイドラインに基づく一般木質バ イオマスであると証明されたもの	原木 生産量 (m3、t) " 仕入量 (m3、t) " 販売量 (m3、t) チップ 生産量 (m3、t) " 仕入量 (m3、t) " 販売量 (m3、t)
うち、GHG 関連情報を伴うもの	(該当項目とその量・単位を記載)

(注)① 単位は、該当するものを○で囲んで下さい。

認定事業者の認定取消通知書

年 月 日

殿

大分県造林素材生産事業協同組合
理事長

貴事業体については、年 月 日付けで認定事業者として認定しましたが、合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領第10の規定に基づき、年 月 日付けで()に係る認定を取り消したので通知します。

記

- 1 団体認定番号 : 大分県造素協 第 号
【GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けた場合】
(大分県造素協 第 号 — G)
- 2 事業者の所在地 :
- 3 事業者の名称 :
- 4 代表者の氏名 :
- 5 取消の理由

様式 6

合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に
供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書(継続)

年 月 日

大分県造林素材生産事業協同組合理事長 殿

(申請者)

事業者の所在地 :

事業者の名称 :

代表者の氏名 : 印

団体認定番号 : 大分県造素協 第 号

【GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けた場合】
(大分県造素協 第 号 — G)

(TEL , FAX)

貴団体の認定を得て、(合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明) を継続して行いたいので、合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

【GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定(継続)を受ける場合】

この申請には、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含みます。

記

1 創業年 : 年
従業員数 : 人

2 取扱う木材・木材製品の主要品目、年間取扱量 (適宜作成)

○ 原木 :
・ 製材用等 m3 ・ 発電用 (t, m3)

○ 木材製品 : (主要品目) (年間取扱量)
○○等 m3

3 過去3年間の合法木材、間伐材及び発電用木質バイオマスの取扱実績

合法木材:「木材・木材製品」、間伐材:「コピー紙用間伐材」、発電用木質バイオマス:「間伐材等由来の木質バイオマス・一般木質バイオマス」等に区分して、適宜作成して下さい。

4 事業所の敷地、建物及び施設(土場、倉庫等)の配置状況

別添1-1、1-2 の「分別管理の実施」のための保管場所等がわかる図面(見取り図等)を添付してください。

5 分別管理及び書類管理の方針

別添1-1により作成して下さい。なお、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受ける場合は別添1-2により作成して下さい。

6 既に「合法性・持続可能性の証明」、「間伐材の確認」、「発電利用に供する木質バイオマスの証明」に係る事業者認定を受けている場合は、それぞれ、その名称と認定番号を記載してください。

(名 称) (認定番号)

7 その他

資格(ISO、JAS等)を持っていれば記載して下さい。

(注)① 申請の本文中、()書きの「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明」について、認定不要のものは実線で消去してください。

別添1-1

分別管理及び書類管理方針書(例)

(事業者名)
年 月 日作成

本方針書は、本団体が作成した「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範」を受け、合法性ガイドラインに基づき証明する合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの供給に当たって必要となる分別管理等の方針を定めたものである。

(適用範囲)

本方針書は、当(事業者名)において、原木及び当該原木を原料として製造するチップ等の取扱いに当たって適用する。

(分別管理責任者)

- ・ 分別管理を適切に行うため、(氏 名)を分別管理責任者として定める。
- ・ 分別管理責任者は、合法性ガイドラインに基づき証明する合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

(分別管理の実施)

- ・ 原木等の入荷に当たっては、納品書等により合法性ガイドラインに基づき証明する合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。
- ・ 原木等の保管に当たっては、合法性ガイドラインに基づき証明する合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつ、その他の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
また、製材品等の保管に当たっては、合法性ガイドラインに基づき証明する合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを原料として製造したチップ等とその他の木材を原料として製造したチップ等が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・ チップ等の加工に当たっては、合法性ガイドラインに基づき証明する合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとその他の木材が混在しないように加工する。
- ・ 原木・チップ等の出荷に当たっては、合法性ガイドラインに基づき証明する合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認の上、納品書に記載する。

(書類管理)

- ・ 分別管理責任者は、合法性ガイドラインに基づき証明する合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス及びその他の木材それぞれに係る原木消費量及び製品生産量を実績報告として取りまとめる。
- ・ 合法性ガイドラインに基づき証明する合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け、適切に記載する。
- ・ 証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。

別添1-2

分別管理、GHG 関連情報管理等及び書類管理方針書(例)

(事業者名)

年 月 日作成

本方針書は、本団体が作成した「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範」を受け、合法性ガイドラインに基づき証明する合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであると証明された木材の供給に当たって必要となる分別管理等の方針を定めたものである。

また、併せて、GHG 関連情報の収集・管理・伝達(以下、「GHG 関連情報の管理等」という。)の方針を定めたものである。

(適用範囲)

本方針書は、当(事業者名)において、原木及び当該原木を原料として製造するチップ等の取扱いに当たって適用する。

(分別管理・GHG 関連情報管理等責任者)

- ・ 分別管理、GHG 関連情報の管理等を適切に行うため、(氏 名)を分別管理・GHG 関連情報等責任者として定める。
- ・ 分別管理・GHG 関連情報等責任者は、合法性ガイドラインに基づき証明する合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理、GHG 関連情報の管理等及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

(分別管理の実施)

- ・ 原木等の入荷に当たっては、納品書等により合法性ガイドラインに基づき証明する合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。
- ・ 原木等の保管に当たっては、合法性ガイドラインに基づき証明する合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつ、その他の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
また、製材品等の保管に当たっては、合法性ガイドラインに基づき証明する合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを原料として製造したチップ等とその他の木材を原料として製造したチップ等が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・ チップ等の加工に当たっては、合法性ガイドラインに基づき証明する合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとその他の木材が混在しないように加工する。
- ・ 原木・チップ等の出荷に当たっては、合法性ガイドラインに基づき証明する合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認の上、納品書に記載する。

(GHG 関連情報の管理等の実施)

- ・ 原料等の入荷がある場合は、入荷時に GHG 関連情報の有無を確認し、GHG 関連情報がある場合は、本要領第4に定める認定を受けている事業者から納入されたものであることを確認する。
- ・ GHG 関連情報がある場合は、当該情報の内容(原料区分、輸送のトラック最大積載量、輸送距離等)に応じた分別管理等により、入荷から出荷まで GHG 関連情報を適切に管理する。

- ・ 出荷する木質バイオマスに係る GHG 関連情報を整理し、納入ごとに書面(電子媒体も可)により伝達する。(由来証明と同時に伝達することを原則とする)。
- ・ 入出荷及び在庫に係る GHG 関連情報の管理簿を備え付けるとともに、関係書類を5年間保存する。

(書類管理)

- ・ 分別管理・GHG 関連情報等責任者は、合法性ガイドラインに基づき証明する合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス及びそれ以外の木材それぞれに係る原木消費量及び製品生産量を実績報告(GHG 関連情報を伴うものの数量を含む。)として取りまとめる。
- ・ 合法性ガイドラインに基づき証明する合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報(GHG 関連情報を伴うものの情報を含む。)が把握できるよう管理簿を備え付け、適切に記載する。
- ・ 証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。

別添2—1 伐採段階における間伐材等由来の木質バイオマスの証明書例

(民有林からの出材)

番 号
年 月 日

発電用チップに係る間伐材等由来の木質バイオマス証明

殿

事業体名
認定番号

下記の物件は、間伐材等由来の木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。

記

1 間伐材等由来の木質バイオマスの種類

A. 間伐材

(※ 間伐材に除伐を含む場合は、その旨を記載)

B. 保安林から出材された木材

C. 森林経営計画対象森林から出材された木材

D. その他 ()

2 伐採許可(届出)年月日、許可書発行者及び伐採許可番号等

3 物件(森林)所在地

4 伐採面積 h a

5 樹 種

6 数 量 (t、m3)

7 GHG 関連情報(GHG 基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合)

(1) 原料区分

林地残材等

その他伐採木

(2) 原料輸送区分

トラック最大積載量：4t 車以上 10t 車以上 20t 車以上

輸送距離：10km 以下 20km 以下 30km 以下 40km 以下 50km 以下

100km 以下 150km 以下 200km 以下 300km 以下

(該当するものにチェックマークを入れる。)

※ 伐採及び伐採後の造林届出書、保安林伐採許可の通知等の関連書類の写しを添付

また、森林経営計画対象森林から出材された木質バイオマスについては、伐採及び伐採後の造林届出書、保安林伐採許可の通知等に代わり、森林経営計画の認定に係る情報を記載するとともに認定書の写しを

添付

ただし、林野庁作成の「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン(平成24年6月)」2(1)①の除伐により生じた木質バイオマスにあつては、地方公共団体が独自に行う証明制度等に基づいた証明書(所有者名、住所、樹種、法規制がなく適切に伐採した場合はその旨等を記述)を添付。

GHG 関連情報の内容については必要に応じて加除する(例えば、原料輸送を行わない場合は「原料輸送区分」の項目は不要)。

注) 本様式の証明書の作成に代え、伐採及び伐採後の造林届出書、保安林伐採許可の通知等の写しに必要情報を追加記載することで証明書とすることも可能。

(国有林からの出材)

番 号
年 月 日

発電用チップに係る間伐材等由来の木質バイオマス証明

殿

事業体名

認定番号

下記の物件は、間伐材等由来の木質バイオマスであることを証明します。

記

- 1 出材元の森林管理署名
 - 2 物件(森林)所在地 (林班名など)
 - 3 伐採面積 h a
 - 4 樹 種
 - 5 数 量 (t、m³)
 - 6 GHG 関連情報(GHG 基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合)
 - (1) 原料区分
 - 林地残材等
 - その他伐採木
 - (2) 原料輸送区分
 - トラック最大積載量：4t 車以上 10t 車以上 20t 車以上
 - 輸送距離：10km 以下 20km 以下 30km 以下 40km 以下 50km 以下
 - 100km 以下 150km 以下 200km 以下 300km 以下
- (該当するものにチェックマークを入れる。)

※ 森林管理署等と事業者の売買契約書の写しを添付

※ GHG 関連情報の内容については必要に応じて加除する(例えば、原料輸送を行わない場合は「原料輸送区分」の項目は不要)。

注) 本様式の証明書の作成に代え、売買契約書の写しに必要情報を追加記載することで証明書とすることも可能。

番 号
年 月 日

発電用チップに係る一般木質バイオマス証明

殿

事業体名

認定番号

下記の物件は、一般木質バイオマスであることを証明します。

記

- 1 伐採許可(届出)年月日、許可書発行者及び伐採許可番号等
- 2 物件(森林)所在地
- 3 伐採面積 h a
- 4 樹 種
- 5 数 量 (t、m3)
- 6 GHG 関連情報(GHG 基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合)
 - (1) 原料区分
 - 林地残材等
 - その他伐採木
 - (2) 原料輸送区分
 - トラック最大積載量：4t 車以上 10t 車以上 20t 車以上
 - 輸送距離：10km 以下 20km 以下 30km 以下 40km 以下 50km 以下
 - 100km 以下 150km 以下 200km 以下 300km 以下

(該当するものにチェックマークを入れる。)

※ 伐採及び伐採後の造林届出書等の関連書類の写しを添付

GHG 関連情報の内容については必要に応じて加除する(例えば、原料輸送を行わない場合は「原料輸送区分」の項目は不要)。

注) 本様式の証明書の作成に代え、「木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づく証明書に必要情報を追加記載することで証明書とすることも可能。

別添2-4 伐採造林届等を必要としない木材等の発生段階における
一般木質バイオマスの証明書例

番 号
年 月 日

発電用チップに係る一般木質バイオマス証明

殿

事業体名

認定番号

下記の物件は、全て()であることを証明します。

※ ()には剪定枝など、具体的な一般木質バイオマスの種類を記載する。

記

1 物件名()

※()には、剪定枝など、具体的な一般木質バイオマスの種類を記載。

2 当該バイオマスの発生場所(伐採箇所など)

3 樹 種

4 数 量 (t、m3)

5 GHG 関連情報(GHG 基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合)

(1) 原料区分

林地残材等

その他伐採木

(2) 原料輸送区分

トラック最大積載量： 4t 車以上 10t 車以上 20t 車以上

輸送距離： 10km 以下 20km 以下 30km 以下 40km 以下 50km 以下

100km 以下 150km 以下 200km 以下 300km 以下

(該当するものにチェックマークを入れる。)

※ GHG 関連情報の内容については必要に応じて加除する(例えば、原料輸送を行わない場合は「原料輸送区分」の項目は不要)。

番 号
年 月 日

発電用チップに係る間伐材等由来の木質バイオマス証明

殿

事業体名
認定番号

下記の物件は、全て間伐材等由来の木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。

記

- 1 樹 種
- 2 数 量 (t、m3)
- 3 GHG 関連情報(GHG 基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合)
 - (1) 原料区分、原料輸送区分

原料区分	原料輸送区分	構成比	備考

(2) 加工区分

- チップ加工
ペレット加工(乾燥に化石燃料利用)
ペレット加工(乾燥にバイオマス利用)

(3) 製品輸送区分

- トラック最大積載量： 4t 車以上 10t 車以上 20t 車以上
 輸送距離： 10km 以下 20km 以下 30km 以下 40km 以下 50km 以下
 100km 以下 150km 以下 200km 以下 300km 以下

(該当するものにチェックマークを入れる。)

※ GHG 関連情報の内容については必要に応じて加除する(例えば、製品輸送を行わない場合は「製品輸送区分」の項目は不要)。

注) 本様式の証明書の作成に代え、既存の納品書等に必要な情報(間伐材等由来の木質バイオマスであること等)を追加記載することで証明書とすることも可能。

番 号
年 月 日

発電用チップに係る一般木質バイオマス証明

殿

事業体名
認定番号

下記の物件は、全て一般木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。

記

- 1 樹 種
- 2 数 量 (t、m3)
- 3 GHG 関連情報(GHG 基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合)
 - (1) 原料区分、原料輸送区分

原料区分	原料輸送区分	構成比	備考

- (2) 加工区分

- チップ加工
ペレット加工(乾燥に化石燃料利用)
ペレット加工(乾燥にバイオマス利用)

- (3) 製品輸送区分

- トラック最大積載量： 4t 車以上 10t 車以上 20t 車以上
 輸送距離： 10km 以下 20km 以下 30km 以下 40km 以下 50km 以下
 100km 以下 150km 以下 200km 以下 300km 以下

(該当するものにチェックマークを入れる。)

※ GHG 関連情報の内容については必要に応じて加除する(例えば、製品輸送を行わない場合は「製品輸送区分」の項目は不要)。

注) 本様式の証明書の作成に代え、既存の納品書等に必要な情報(一般木質バイオマスであること等)を追加記載することで証明書とすることも可能。

別添2—7 製材等残材に係る製材工場等から販売先に添付する
一般木質バイオマスの証明書例

番 号
年 月 日

発電用チップに係る一般木質バイオマス証明

殿

事業体名
認定番号

下記の製材等残材は、全て一般木質バイオマスに由来するものであり、適切に
分別管理されていることを証明します。

記

- 1 製材等残材の物件名
- 2 樹 種
- 3 数 量 (t、m3)
- 4 GHG 関連情報(GHG 基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合)
 - (1) 原料区分
 - 製材等残材